

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス  
2025年度 第4回実行委員会

次 第

日 時：2026年3月3日（火）  
14時00分～14時15分  
場 所：オンライン

1. 開 会
  2. 議 題  
2026年度特命随意契約案件について
  3. 報 告  
PR動画について
  4. 閉 会
- 

～配布資料～

- ・資料1 契約概要一覧（特命案件）
- ・資料2 実行委員会事務局運營業務委託 見積経過調書、仕様書
- ・資料3 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録業務 見積経過調書、仕様書
- ・資料4 実行委員会事務局業務に係る専門的見地からのアドバイザー業務委託 見積経過調書、仕様書

**2025年度 第4回  
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会 会議**

出席者名簿

(敬称略)

実行委員会		
委員	東京都中小企業振興公社専務理事	山手 齊
同	東京都中小企業団体中央会専務理事	小林 仁志
同	東京都商工会議所連合会幹事商工会議所 多摩商工会議所専務理事	須崎 覚
代理	東京都産業労働局商工部地域産業振興課長	佐藤 陽介
代理	東京都中小企業診断士協会専務理事	山本 祐一郎
代理	東京都商工会連合会事務局次長	小澤 孝一郎
オブザーバー	東京都産業労働局金融部 融資制度・債権管理担当課長	小野木 一貴
幹事会		
幹事	東京商工会議所中小企業相談部長	佐藤 幸太郎
事務局		
事務局長	東京商工会議所中小企業相談部経営相談担当課長	岡田 憲明
事務局職員	東京商工会議所中小企業相談部経営相談担当調査役	黒田 直幹

2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会 契約予定概要一覧(特命随意案件)

資料 1

契約・発注時期	支出項目	件名・概要	過年度 実績額	次年度の 発注形態	特命理由
2026年4月	—	<b>2026年度中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局運営業務委託</b> 当実行委員会の事務局業務について委託するもの。	87,136,974	特命随意	当実行委員会の目的達成に向け、中小企業支援機関かつ他支援機関を協力を牽引できる主体である必要があるため。
2026年4月	プロジェクト 推進体制事業費	<b>2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録</b> 経営分析の際に、事業所への派遣を希望する中小企業診断士のプロフィールデータ（氏名、専門分野、指導実績等）の収集・チェック・登録を行う	212,300	特命随意	約5,000名の中小企業診断士を会員とし、広く登録希望の有無を確認した上で、プロフィールデータの収集・チェック・登録を実施することができる都内で唯一の団体であるため。
2026年4月	プロジェクト 推進体制事業費	<b>2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局業務に係る専門的見地からのアドバイザー業務委託</b> 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業運営に関し専門的見地からのアドバイザー業務および事務業務の委託を行う	8,448,000	特命随意	約5,000名の中小企業診断士を会員として統括する全国最大規模の職能団体であり、中小企業の様々な課題解決に必要な専門性を有する人材を適切に選定することができ、安定的に確保・配置する仕組みを有している都内唯一の団体であるため。

## 見積経過調書

## 1 件名

2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会  
事務局運營業務委託

## 2 特命業者

東京商工会議所（東京都千代田区丸の内 3-2-2（丸の内二重橋ビル））

## 3 見積金額

87,136,974 円

## 4 特命理由

本事業は、都内中小企業の潜在的な課題の発見から解決までの一体的な支援に加え、事業計画の進捗確認と実行継続支援を目的としている。また、当該目的達成のためには、都内の中小企業支援機関が密に連携しながら、都内中小企業の活力向上を幅広く支援し、持続的発展をきめ細やかにサポートすることが必要不可欠である。

そのため、本事業の事務局は、都内中小企業支援機関であり尚且つその中心として他支援機関を強力に牽引できる唯一の団体であるという観点から、東京商工会議所に特命する。

## (1) 受託機関を都内中小企業支援機関とすべき理由

本事業は上記主旨から、都内中小企業支援機関を構成員とする最高意思決定機関としての実行委員会及び実務責任者機関としての幹事会を組織している。実行委員会及び幹事会の効果的・効率的な運営にあたっては、当該組織体の構成員である都内中小企業支援機関が事務局を担うことが必要である。

また、事務局が担うべき業務としてプロジェクトの推進体制の整備等が挙げられるが、当該業務には都内中小企業の直面する課題を的確に把握し、企業の声を反映することが肝要である。その点、都内中小企業支援機関は長年にわたり数多くの都内中小企業を支援してきた実績があり、本事業の受託機関として適格である。

## (2) 受託機関を東京商工会議所とすべき理由

東京商工会議所は本事業の前身事業である「中小企業活力向上プロジェクト」（平成28年度～平成30年度）や「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」（平成31年度～令和3年度）、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」（令和4年度～令和6年度）、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」（令和7年度）において、長期にわたり事務局を担ってきた。また、その中で都内中小企業支援機関の中心として各支援機関と連携を執りながら、事業の的確な進捗管理及び成果発信等に貢献してきた実績がある。

さらには、当該機関は他商工会議所及び他支援機関と比較して人的リソース（経営指導員等）が潤沢であり、都内中小企業支援機関の中でも、当該事業の事業執行部分と後方支援部分の両方を高い水準で一体的に担える唯一の組織である。

# 仕 様 書

## 1 件 名

2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局運営業務委託

## 2 事業目的

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会（以後、実行委員会という。）は、東京都と都内の中小企業支援機関が連携・協力して、都内中小企業の経営課題の発見から短期・中長期の課題解決までを一貫して支援することによって、都内中小企業の経営安定や活力向上を後押しすることを目的としている。

## 3 履行場所

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会が指定する場所

## 4 履行期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

## 5 委託内容

以下の（1）から（3）を実施すること。

### （1）プロジェクトの推進体制整備

#### ア 実行委員会・幹事会等に関すること

##### ① 実行委員会の開催

当事業の最高意思決定機関として、年3回程度の開催を行うこと。

##### ② 幹事会の開催

当事業の実務責任者会議として、必要に応じて、適宜、開催すること。

##### ③ 競争入札に係る事務

仕様書や募集要領等の作成、公募案件に係る質問対応、入札・落札事務等の競争入札の運営を適切に行うこと。

#### イ 支援基盤の整備

一般的な経営相談に加え、価格転嫁や人手不足、賃上げ等の中小企業を取り巻く重要課題に対しても、十分な支援ができるよう体制を整備すること。

##### ① 中小企業活力向上チェックシートの印刷・配布

必要に応じて内容を見直し、修正のうえ、各支援機関等へ配布すること。

##### ② 中小企業活力向上ハンドブックの修正・印刷・配布

ハンドブックについて、中小企業活力向上チェックシートの修正内容に応じて適宜、修正のうえ、各支援機関等へ配布すること。

##### ③ 診断士情報の登録・管理

多岐にわたる診断企業の経営課題解決をきめ細かく支援できるよう、東京都中小企業診断士協会の協力のもと、中小企業診断士の新規および追加登録を進めること。

また、あわせて、経営指導員等からの推薦があった場合にも適宜、登録を行うこと。

#### ウ 支援者向け説明会の開催

##### ① 商工会・商工会議所の経営指導員について

経営指導員に対して、当事業の事業内容の正確な理解の促進を図り、診断企業に必要とされる各種ツール（ハンドブック、コラム、オンラインセミナー等）を適切に活用できるよう、事業スキームと各種ツールについての説明会を開催すること。

② 登録中小企業診断士について

中小企業診断士に対して、事業内容や診断ツールの正確な理解の促進を図り、診断企業に適したアドバイスが行えるよう、事業スキーム、経営分析報告書の記載方法及び支援施策の活用方法等についての説明会を開催すること。

(2) プロジェクトの広報・PR

ア ホームページ運営

① ホームページ運営（日常更新）

2026年度の各種支援施策や各支援機関の最新情報をホームページに掲載し、あわせて、メールマガジン等でも発信すること。

② 専門家コラムの執筆・掲載

当事業の登録診断士に専門家コラムの執筆を依頼し、経営改善につながるヒントを掲載すること。

③ ホームページ構築・改修

ホームページの来訪者が当事業に興味・関心を持ちやすくなるよう、支援者向けサイトの利便性向上を含めたホームページの改修等を検討すること。

④ ハンドブックの映像化とPR

ハンドブックの内容の一部を映像化して周知するなど、経営者や支援者において、より効果的な活用方法を検討し、利用の促進を図ること。

⑤ セキュリティ対策（点検・診断）

利用者への情報提供における安全・安心を確保するため、第三者機関によるホームページのセキュリティチェックを行い、脆弱性がないかを確認する。確認後に指摘を受けた箇所については、適宜適切に対応していくこと。

イ チラシ作成、広告掲載など

① 事業案内チラシの作成・配布

経営分析・専門家派遣事業の利用を促すため、支援内容をはじめ、実行委員会で提供する経営課題解決に役立つ支援ツールを紹介するチラシ・パンフレットを作成し、各支援機関等へ配布すること。

② 各支援機関の会報誌やDMなどによるPR

当事業の利用を促すため、各支援機関の会報誌やDMなどによるPRをおこなうこと。

③ 新たなメディアの活用によるPRの検討

既存のHPや動画の露出を増やすため、新聞、テレビ、雑誌、電車・タクシー内広告などを含め、新たなメディアを活用した当事業の認知度の向上の図り方、PRの促進方法を検討し、必要に応じてプレスリリース等も交えながら実施していくこと。

ウ セミナー開催

① 商工会・商工会議所主催によるセミナー

企業のニーズや実態（業種別・規模別等）に応じてチェックシートの7分野に即したテーマを設定し、当事業のPRを兼ねた企業向けライブセミナーを、東京都商工会

連合会、各商工会、及び各商工会議所と共催もしくは単独で開催すること。

② オンライン動画セミナー

業務都合で平日に一定の時間を確保しづらい小規模事業者のために、重要性が高い話題をテーマに設定したセミナーを撮影・編集し、公式ホームページ上で公開すること。

(3) プロジェクトの進捗管理・成果普及

ア 進捗管理

① 四半期報告のとりまとめ、経営分析報告書等のデータベース化

各実施団体における経営分析、グロースサポートの進捗状況を四半期ごとにとりまとめ、各支援機関と情報共有すること。また、都内中小企業が直面する課題の把握と解決の方向性の検討に役立てるため、経営分析報告書等の内容をデータベース化すること。

② 担当者連絡会の開催

各支援機関の現場スタッフを参加メンバーとする担当者連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行う。

イ 事例集の作成

販売戦略や社内体制整備等の一般的な経営課題並びに価格転嫁や人材確保、賃上げ等の重要な中小企業の課題に関する好事例を取りまとめ、各支援機関等へ配付すること。あわせて、本事業を利用した企業を対象にアンケート調査を実施し、今後の施策立案に活かせるよう、分析結果を掲載すること。

ウ 成果普及

① 専門家支援イメージ動画によるPR

動画を通じて専門家による支援イメージを具体化させ、事業への興味・関心を高めるため、当事業における専門家支援の様子をドキュメンタリー動画として制作を行い、ホームページ等で公開すること。

② 年次報告会や活力向上大会の開催

当事業の活動成果を共有する場を設けること。

③ 事業報告書の作成

当事業に係る今年度の事業成果を報告書に取りまとめ、各支援機関へ配付すること。

6 状況報告・事業報告

四半期毎に状況報告を行う。また、委託期間終了後、速やかに事業報告を行う。

7 支払方法等

四半期毎の分割概算払とする。事業終了後は精算し、残金が生じたときは、精算残金を返納すること。

8 所有権・著作権の帰属

本委託により受託者が作成した成果物に係る一切の所有権・著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）については、実行委員会に帰属する。また、受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。

## 9 再委託の取り扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により、実行委員会の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに於いて一切の責任を負う。

## 10 個人情報の保護

乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、甲の指示のもと関係法令等を順守しなければならない。

## 11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 12 環境に配慮した印刷発注

印刷物において、使用する用紙及び印刷インキは以下の基準を満たすこと。

(用紙(冊子の表紙及び色上質紙を除く。))

- (1) 総合評価値が70以上であること。
- (2) バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性が証明されたものであること。
- (3) 製品の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。

(印刷インキ)

(1) オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。

ア ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は、②のインキを使用すること。

- ① ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ
- ② バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ

イ インキの化学安全性が確認されていること。

ウ ①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています」と表示するか、マークを表示すること。

(2) デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。

ア 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(東京都グリーン購入ガイド品目「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。

イ 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

(リサイクル適性)

- (1) 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料（古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料）が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を表示すること。
- (2) 印刷物へリサイクル適性を表示すること。

### 1.3 その他

この仕様書で不明な点や疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

### 1.4 担当

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 20階北側

## 見積経過調書

### 1 件名

2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業  
経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録

### 2 特命業者

一般社団法人東京都中小企業診断士協会（東京都中央区銀座 2-10-18）

### 3 見積金額

264,000 円

### 4 特命理由

中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業（以下「中小企業活力向上事業」という。）では、都内中小企業等の底力向上と将来の成長を後押しするため、都内の中小企業支援機関が総力を挙げて、都内中小企業の抱える経営課題の解決を支援している。

この度、中小企業活力向上事業の実施にあたり、経営分析の際の中小事業所への派遣を希望する中小企業診断士のプロフィールデータ（氏名、専門分野、指導実績等）の収集・チェック・登録を行う。

本業務の遂行にあたっては、多数の中小企業診断士の情報を収集する必要があるため、中小企業診断士との豊富なネットワークを有していることが求められる。

同協会は約 5,000 名の中小企業診断士を会員とする団体であり、広く中小企業診断士に本プロジェクト経営分析実務への登録希望の有無を確認した上で、プロフィールデータの収集・チェック・登録を実施することができる都内で唯一の団体である。

さらに、当事業の前身事業の実施時から、経営診断の実務を担当する中小企業診断士のプロフィールデータ（氏名、専門分野、指導実績等）の登録・チェック業務を良好に実施した実績もある。

以上のことから、本業務を遂行できるのは、一般社団法人東京都中小企業診断士協会において他に存在しないため、同協会を契約の相手方として特命する。

「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会」

**データ収集・チェック・登録仕様書**

件名	2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録
委託期間	契約の日から 2027年3月1日
委託内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 一般社団法人東京都中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士に対し、「中小企業診断士登録申請書」を配布し、経営分析業務への登録希望有無や指導実績等の記載を依頼する。</li><li>② 一般社団法人東京都中小企業診断士協会が持つ会員データベースを参照のうえ、「中小企業診断士登録申請書」に記載されている内容について精査を行う。</li><li>③ 「中小企業診断士登録申請書」の情報を実行委員会指定の所定フォームへ登録のうえ、実行委員会宛に提出する。</li></ul>
規格	数量 : 200件 (予定)
	Microsoft Excel へのデータ入力
納期	<ul style="list-style-type: none"><li>① 2026年6月30日</li><li>② 2026年9月30日</li><li>③ 2026年12月28日</li><li>④ 2027年3月1日</li></ul>
納入方法	中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会へ電子媒体で納品する。
備考	但し、四半期毎(6月、9月、12月末日及び、3月1日締め)の実績(登録件数)に応じて、1件/1,320円(消費税込み)で精算するものとする。

## 見積経過調書

### 1 件名

2026年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会  
事務局業務に係る専門的見地からのアドバイザリー業務委託

### 2 特命業者

一般社団法人東京都中小企業診断士協会（東京都中央区銀座 2-10-18）

### 3 見積金額

9,900,000 円

### 4 特命理由

中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業が円滑に実施できるよう、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会」を設置し、事務局運營業務（以下「事務局運營業務」という。）を行っている。

事務局運營業務は、プロジェクトの推進体制の整備、広報・PR、進捗管理・成果普及等を実施しており、具体的には各支援機関の中小企業支援に必要となる経営分析チェックシートやハンドブックなどの整備、支援者向けの説明会の実施、ホームページ等による情報発信、調査及び事業データの集計・分析等を行っている。

この多岐にわたる専門業務を一体的に実施し、効果的に行うためには、中小企業の経営課題を熟知した専門家からのアドバイスを受けることが必要であり、加えて、様々な課題にも対応できる専門性と組織力が必要不可欠である。

一般社団法人東京都中小企業診断士協会は、約 5,000 名の中小企業診断士を会員として統括する全国最大規模の職能団体であり、中小企業の様々な課題解決に必要な専門性を有する人材を適切に選定することができ、安定的に確保・配置する仕組みを有している都内唯一の団体である。

また、同協会は事業開始当初よりその専門性を活かしたアドバイス実績があり、事業の趣旨、成果や、これまでの改善点などを把握していることから、事業成果を高めるための運営方法や、アドバイスを行うことが可能となる。

以上のとおり、一般社団法人東京都中小企業診断士協会は、本事務局運營業務に求められる専門性、体制の継続性、事業理解の蓄積を総合的に備えており、本業務を円滑かつ高い水準で遂行し得る団体は同協会をおいて他に存在しないため、上記事業者を契約の相手方に特命する。

事務局業務に係る専門的見地からの  
アドバイザー業務委託  
仕様書

品名	2026 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局業務に係る専門的見地からのアドバイザー業務委託
委託期間	2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日
委託内容	<p>中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業運営に係る以下業務について専門的見地からのアドバイザー業務および事務業務を委託する。</p> <p>(1) 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」事業で使用する各種ツール改訂に関するアドバイス業務</p> <p>(2) 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」事業の利用者に対する情報発信に関するアドバイス業務</p> <p>(3) 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」事業の従事者に対する研修業務</p> <p>(4) 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」事業に関する調査及びデータ集計分析業務</p> <p>(5) 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」事業全般に関する事務業務</p>
報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・月 1 回以上、事業進捗に関する報告を対面形式で行うこと</li><li>・委託期間終了後、翌営業日に所定の様式を用いて業務完了に係る報告を行うこと</li></ul>
その他	<p>【参考・過年度実績】</p> <p>2023 年度 1, 680 時間 (240 日×7 時間)</p> <p>2024 年度 1, 680 時間 (240 日×7 時間)</p>